

令和3年度に利子補給金の交付決定を受けた事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金 利子補給金の御案内



沖縄県
OKINAWA PREFECTURE

令和5年1月～12月に金融機関へ支払った利子相当額を補助しますので、遂行状況報告書又は実績報告書をご提出ください。

対象者

令和3年度に沖縄県融資制度の新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金の貸付を受け、かつ、令和4年3月31日までに利子補給金の交付申請を行い、県から交付決定を受けた方

利子補給金の受領までの流れ

利子補給制度の詳細については裏面へ→

①令和6年以降も利子補給対象期間が継続する方



②令和5年中に利子補給対象期間が終了する方



※①と②のどちらに該当するかは、案内文をご確認ください。

令和6年1月31日(水)まで! ※当日消印有効

提出期限

※上記期限を過ぎた申請につきましては、いかなる理由であっても受理出来かねますので、ご了承の程、宜しくお願い致します。

<お問い合わせ先>

HPから提出書類の様式をダウンロードできます! →

提出先: 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県商工労働部 中小企業支援課

TEL: 098-866-2343 FAX: 098-861-4661 E-mail: aa052108@pref.okinawa.lg.jp

HP: <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/bansougatashienshikinrishihokyuukin.html>



利子補給金制度の概要

対象資金	保証制度	利子補給率	対象期間
新型コロナウイルス感染症 対応伴走型支援資金資金	セーフティネット 保証 4 号	1.20%→実質負担0%	融資を受ける 日から起算し て融資期間の 総月数の10分 の3を乗じて 得た期間
	セーフティネット 保証 5 号	1.60%→実質負担0%	
	危機関連保証	1.20%→実質負担0%	

○対象者

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に伴走型支援資金の貸付けを受けた方

○対象経費

貸付金額4千万円を限度額として、伴走型支援資金に係る毎年1月1日から同年12月31日までの間に事業者が支払った約定利子の全額（延滞損害金は対象外）

○対象期間

融資を受ける日から起算して融資期間の総月数の10分の3を乗じて得た期間（当該期間に少数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）を限度とする。

例：融資期間7年（84ヶ月）→利子補給対象期間2年1ヶ月（84ヶ月×3÷10=25.2ヶ月=25ヶ月）

【参考】事業者が沖縄県へ提出する書類（※必ず最新版の書類をご使用ください。）

○利子補給対象期間が令和6年1月1日以降も継続する場合

申請書類	申請時期	添付資料	備考
①遂行状況報告書 (様式第4号)	令和6年1月31日 までに提出	借入金返済及び利子支払いが確認できる資料の写し（通帳の写し等） 利子補給金内訳書	令和5年1月～12月に支払った利子の実績を報告
②概算払請求書 (様式第6号)	①遂行状況報告書 (様式第4号)提出時に提出	特になし	要押印

○利子補給対象期間が令和5年12月31日までに終了する場合

申請書類	申請時期	添付資料	備考
③実績報告書 (様式第5号)	令和6年1月31日 までに提出	借入金返済及び利子支払いが確認できる資料の写し（通帳の写し等） 利子補給金内訳書	利子補給対象期間に支払った利子の実績を報告
④精算払請求書 (様式第7号)	額の確定通知を受けた後	特になし	要押印

※条件変更や住所、代表者等の変更があった場合は、以下の書類もご提出ください。

申請書類	申請時期	添付資料	備考
⑤変更届出書 (様式第8号)	住所・代表者等の変更、及び条件変更や借換えを行ったとき	【条件変更の場合】 変更契約書の写し 変更後の貸付返済予定明細書の写し 【借換えの場合】 計算書の写し	※条件変更・借換えを行ったときは必ず事前にご連絡ください。

※申請書類の提出時期を過ぎた場合は、利子補給金の支給対象外となりますので、必ず提出期限までにご提出をお願いします。